

公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程

制 定 平成17年4月1日規程第1号
最近改正 令和6年4月1日規程第41号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第32条に基づき、公立大学法人横浜市立大学職員の年俸制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 年俸制の適用対象者は、就業規則第3条第2項に規定する教育職員（以下「教員」という。）及び就業規則第3条第3項に規定する一般職員のうちの大学専門職とする。

2 前項にかかわらず、公立大学法人横浜市立大学附属病院長の年俸等に関する規程の適用を受ける教員については、本規程の第3条から第7条は適用しない。

(年俸の構成)

第3条 教員の年俸は基本給及び職務業績給とする。

2 前項に規定する基本給は、別表1の定めるところによる。

3 第1項に規定する職務業績給は、別表2の定めるところによる。

4 前項に規定する職務業績給別表2「講師・准教授」のうち、「講師」職位を設ける分野においては1～15号を「講師」、6～57号を「准教授」として適用する。また、「講師」職位を設けない分野においては、1～57号を「准教授」として適用する。

(年俸の決定)

第4条 新たに教員を採用した場合の基本給は、当該年度4月1日における経験年数に基づき決定する。職務業績給は、業績等を総合的に勘案して決定する。ただし、特別の事情があると認められる場合の年俸は、理事長が別に定める。

2 昇任のため新たな労働契約を締結する際は、基本給は前項により、職務業績給は、業績等を総合的に勘案して決定する。

3 再任のため新たな労働契約を締結する際は、基本給は第1項により、職務業績給は、業績等を総合的に勘案して決定する。

4 降任のため新たな労働契約を締結する際は、別に定める。

5 公立大学法人横浜市立大学附属病院長の年俸等に関する規程（以下、「病院長年俸規程」という。）の適用を受けていた教員が、引き続いて本規程の適用を受けることとなった場合において、基本給は次の各号のいずれかとし、職務業績給は業績等を総合的に勘案して決定する。

(1) 過去に本規程の適用を受け、引き続き病院長年俸規程の適用を受けていた教員 本規程により受けていた直近の基本給に病院長の在職期間を加えて定める基本給

(2) 前号以外の教員 本条第1項を準用して定める基本給

6 年俸は、毎年4月1日に変更する。ただし、計算期間の途中において採用、昇

任、再任及び降任が発令された場合は、その日から年俸の変更を行う。

7 月の途中の採用、昇任、再任及び降格時の支給方法については、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）第6条を準用する。

（諸手当）

第5条 教員には、第3条に規定する年俸のほか、超過勤務手当、日直手当、宿直手当、休日給、夜勤手当、通勤手当、管理職手当、家族手当、大学院等従事手当、初任給調整手当、入試手当、分娩手当、特殊勤務手当、オンコール手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

2 超過勤務手当は、賃金規程第16条の「職員」を「教員」と読み替えたうえで、準用する。

3 日直手当及び宿直手当は、賃金規程第17条及び第18条の「職員」を「教員」と読み替えたうえで、準用する。ただし、医師又は歯科医師免許を有する教員が、日直及び宿直を行った場合には、勤務1回につき9,000円の範囲内（その勤務が5時間に満たないときは4,400円の範囲内）を加算することができる。

4 前項の規定の適用を受ける教員が、日直及び宿直中に救急医療業務に従事した場合には、その従事時間に応じ、超過勤務手当を支給する。

5 休日給、夜勤手当、通勤手当及び管理職手当は、賃金規程第12条及び第20条から第22条までの規定を準用する。

6 家族手当は、賃金規程第7条及び第8条の扶養手当を家族手当と読み替えたうえで、準用する。ただし、手当の月額については、別表7の定めるところにより支給する。

7 大学院等従事手当は、大学院の前期課程若しくは後期課程の教科を担当した場合又は医学部若しくは病院に勤務する教員が診療その他の医療に関する研究等の業務に従事した場合に、別表3の定めるところにより支給する。

8 初任給調整手当は、医師又は歯科医師免許を有する教員に、別表4の定めるところにより支給する。

9 入試手当は、教員が入学試験に関する業務に従事した場合に、別表5に定めるところにより支給する。

10 分娩手当は、教員が分娩に関する業務に従事した場合に、別表6に定めるところにより支給する。

11 特殊勤務手当は、賃金規程第14条の「職員」を「教員」と読み替えたうえで、準用する。

12 オンコール手当は、賃金規程第18条の2の「職員」を「教員」と読み替えたうえで、準用する。

13 管理職員特別勤務手当は、賃金規程第19条の「職員」を「教員」と読み替えたうえで、準用する。

（計算期間）

第6条 年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

（配分）

第7条 年俸は、次の各号により支給する。

(1) 基本給及び職務業績給は、別表1及び2に定める賞与分を除いた額を12等分した額を毎月支給する。

(2) 賞与分は、年2回支給する。ただし、支払方法については賃金規程第24条第1項を準用する。

(支給日)

第8条 賞与分を除き、賃金規程第5条に定める日に支給する。

2 賞与分は、賃金規程第24条第1項に定める期末手当の支給時期に支給する。

3 賞与分の額及び支給方法について必要な事項は、理事長が別に定める。

(控除)

第9条 支給に際し、賃金規程第27条各号に掲げるものについて控除することができる。

(支払方法)

第10条 年俸及び諸手当は、本人の申し出により口座振替の方法により支払うことができる。

(退職・休職時の取扱い)

第11条 年俸制対象者が、計算期間の途中において退職した場合は、退職日翌日以降の年俸は支給しない。ただし、年俸制対象者が死亡した場合は、死亡した月の属する第7条第1号に定める額の全額を支給する。

2 休職時の取扱いは、賃金規程第25条各項を準用する。

(教員が死亡した場合の基本給等の支給)

第11条の2 教員が死亡した場合の基本給等の支給については、賃金規程第26条の賃金を基本給等と、職員を教員と読み替えたうえで準用する。

(育児・介護休業時等の取扱い)

第12条 年俸制対象者が、就業規則第44条に規定する育児休業、介護休業または介護時間を取得した場合の年俸の取扱いは、賃金規程第29条及び第30条を準用する。

2 第11条第2項及び前項に定めるほか、年俸制対象者が、その職務に従事しない場合の取扱いは、賃金規程第15条を準用する。

(配偶者同行休業をしている職員の賃金)

第12条の2 年俸制対象者が、就業規則第44条の2第1項に規定する配偶者同行休業を取得した場合の年俸の取扱いは、賃金規程第31条を準用する。

(端数処理)

第13条 端数の計算及び処理については、賃金規程第32条を準用する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、教員の年俸に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
(適用)
- 2 理事長及び副理事長の年俸の支給方法については、平成19年3月31日以前の公立大学法人横浜市立大学職員年俸制規程（以下「年俸規程」という。）第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条を適用する。
- 3 平成19年4月1日在職する大学専門職の年俸については、平成19年3月31日以前の年俸規程を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年9月1日より施行する。
(適用)
- 2 平成19年9月1日以降に労働契約を締結する大学専門職は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日より施行する。
(経過措置)
- 2 第3条第4項において、平成22年度から「講師」職位を設ける分野については、「准教授」の給料表を、平成22年度は「講師・准教授」2～57号、23年度は同3～57号、24年度は同4～57号、25年度は同5～57号、26年度以降は同6～57号とする。

附 則

この規程は、平成23年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則（平成28年規程第82号）

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則（平成29年規程第8号）

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則（平成29年規程第31号）

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日より施行する。

附 則（平成30年規程第26号）

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則（令和5年規程第18号）

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則（令和6年規程第41号）

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

別表 1 基本給給料表

号	年額(円)	うち賞与分 (円)
1	3,740,730	1,011,930
2	3,822,980	1,034,180
3	3,905,230	1,056,430
4	3,987,480	1,078,680
5	4,069,730	1,100,930
6	4,151,980	1,123,180
7	4,234,230	1,145,430
8	4,316,480	1,167,680
9	4,413,206	1,193,846
10	4,509,932	1,220,012
11	4,606,658	1,246,178
12	4,703,384	1,272,344
13	4,800,110	1,298,510
14	4,904,732	1,326,812
15	5,009,354	1,355,114
16	5,113,976	1,383,416
17	5,218,598	1,411,718
18	5,323,878	1,440,198
19	5,429,158	1,468,678
20	5,534,438	1,497,158
21	5,639,718	1,525,638
22	5,744,998	1,554,118
23	5,850,278	1,582,598
24	5,925,948	1,603,068
25	6,000,302	1,623,182
26	6,072,682	1,642,762
27	6,144,404	1,662,164
28	6,216,126	1,681,566
29	6,287,848	1,700,968
30	6,359,570	1,720,370
31	6,431,292	1,739,772
32	6,501,040	1,758,640
33	6,570,130	1,777,330

別表2 職務業績給給料表

助手		
号	年額(円)	うち賞与分 (円)
1	1,000,160	270,560
2	1,014,965	274,565
3	1,029,770	278,570
4	1,044,575	282,575
5	1,059,380	286,580
6	1,074,185	290,585
7	1,088,990	294,590
8	1,103,795	298,595
9	1,118,600	302,600
10	1,133,405	306,605
11	1,148,210	310,610
12	1,163,015	314,615
13	1,177,820	318,620
14	1,192,625	322,625
15	1,207,430	326,630
16	1,222,235	330,635
17	1,237,040	334,640
18	1,251,845	338,645
19	1,266,650	342,650
20	1,281,455	346,655
21	1,296,260	350,660
22	1,311,065	354,665
23	1,325,870	358,670
24	1,340,675	362,675
25	1,355,480	366,680
26	1,370,285	370,685
27	1,385,090	374,690
28	1,399,895	378,695
29	1,414,700	382,700
30	1,429,505	386,705
31	1,444,310	390,710
32	1,459,115	394,715
33	1,473,920	398,720

34	1,488,725	402,725
35	1,503,530	406,730
36	1,518,335	410,735
37	1,533,140	414,740
38	1,547,945	418,745
39	1,562,750	422,750
40	1,577,555	426,755
41	1,592,360	430,760
42	1,607,165	434,765
43	1,621,970	438,770
44	1,636,775	442,775
45	1,651,580	446,780
46	1,666,385	450,785
47	1,681,190	454,790
48	1,695,995	458,795
49	1,710,800	462,800
50	1,725,605	466,805
51	1,740,410	470,810
52	1,755,215	474,815
53	1,770,020	478,820
54	1,784,825	482,825
55	1,799,630	486,830
56	1,814,435	490,835
57	1,829,240	494,840
58	1,844,045	498,845
59	1,858,850	502,850
60	1,873,655	506,855
61	1,888,460	510,860
62	1,903,265	514,865
63	1,918,070	518,870
64	1,932,875	522,875
65	1,947,680	526,880
66	1,962,485	530,885
67	1,977,290	534,890
68	1,992,095	538,895
69	2,006,900	542,900
70	2,021,705	546,905

71	2,036,510	550,910
72	2,051,315	554,915
73	2,066,120	558,920

助教		
号	年額(円)	うち賞与分 (円)
1	1,299,550	351,550
2	1,316,000	356,000
3	1,332,450	360,450
4	1,348,900	364,900
5	1,365,350	369,350
6	1,381,800	373,800
7	1,398,250	378,250
8	1,414,700	382,700
9	1,431,150	387,150
10	1,447,600	391,600
11	1,464,050	396,050
12	1,480,500	400,500
13	1,496,950	404,950
14	1,513,400	409,400
15	1,529,850	413,850
16	1,546,300	418,300
17	1,562,750	422,750
18	1,579,200	427,200
19	1,595,650	431,650
20	1,612,100	436,100
21	1,628,550	440,550
22	1,645,000	445,000
23	1,661,450	449,450
24	1,677,900	453,900
25	1,694,350	458,350
26	1,710,800	462,800
27	1,727,250	467,250
28	1,743,700	471,700
29	1,760,150	476,150

30	1,776,600	480,600
31	1,793,050	485,050
32	1,809,500	489,500
33	1,825,950	493,950
34	1,842,400	498,400
35	1,858,850	502,850
36	1,875,300	507,300
37	1,891,750	511,750
38	1,908,200	516,200
39	1,924,650	520,650
40	1,941,100	525,100
41	1,957,550	529,550
42	1,974,000	534,000
43	1,990,450	538,450
44	2,006,900	542,900
45	2,023,350	547,350
46	2,039,800	551,800
47	2,056,250	556,250
48	2,072,700	560,700
49	2,089,150	565,150
50	2,105,600	569,600

講師・准教授		
号	年額(円)	うち賞与分 (円)
1	2,299,710	622,110
2	2,321,095	627,895
3	2,342,480	633,680
4	2,363,865	639,465
5	2,385,250	645,250
6	2,406,635	651,035
7	2,428,020	656,820
8	2,449,405	662,605
9	2,470,790	668,390
10	2,492,175	674,175
11	2,513,560	679,960
12	2,534,945	685,745

13	2,556,330	691,530
14	2,577,715	697,315
15	2,599,100	703,100
16	2,620,485	708,885
17	2,641,870	714,670
18	2,663,255	720,455
19	2,684,640	726,240
20	2,706,025	732,025
21	2,727,410	737,810
22	2,748,795	743,595
23	2,770,180	749,380
24	2,791,565	755,165
25	2,812,950	760,950
26	2,834,335	766,735
27	2,855,720	772,520
28	2,877,105	778,305
29	2,898,490	784,090
30	2,919,875	789,875
31	2,941,260	795,660
32	2,962,645	801,445
33	2,984,030	807,230
34	3,005,415	813,015
35	3,026,800	818,800
36	3,048,185	824,585
37	3,069,570	830,370
38	3,090,955	836,155
39	3,112,340	841,940
40	3,133,725	847,725
41	3,155,110	853,510
42	3,176,495	859,295
43	3,197,880	865,080
44	3,219,265	870,865
45	3,240,650	876,650
46	3,262,035	882,435
47	3,283,420	888,220
48	3,304,805	894,005
49	3,326,190	899,790

50	3,347,575	905,575
51	3,368,960	911,360
52	3,390,345	917,145
53	3,411,730	922,930
54	3,433,115	928,715
55	3,454,500	934,500
56	3,475,885	940,285
57	3,497,270	946,070

教授		
号	年額(円)	うち賞与分 (円)
1	3,500,560	946,960
2	3,526,880	954,080
3	3,553,200	961,200
4	3,579,520	968,320
5	3,605,840	975,440
6	3,632,160	982,560
7	3,658,480	989,680
8	3,684,800	996,800
9	3,711,120	1,003,920
10	3,737,440	1,011,040
11	3,763,760	1,018,160
12	3,790,080	1,025,280
13	3,816,400	1,032,400
14	3,842,720	1,039,520
15	3,869,040	1,046,640
16	3,895,360	1,053,760
17	3,921,680	1,060,880
18	3,948,000	1,068,000
19	3,974,320	1,075,120
20	4,000,640	1,082,240
21	4,026,960	1,089,360
22	4,053,280	1,096,480
23	4,079,600	1,103,600
24	4,105,920	1,110,720

25	4,132,240	1,117,840
26	4,158,560	1,124,960
27	4,184,880	1,132,080
28	4,211,200	1,139,200
29	4,237,520	1,146,320
30	4,263,840	1,153,440
31	4,290,160	1,160,560
32	4,316,480	1,167,680
33	4,342,800	1,174,800
34	4,369,120	1,181,920
35	4,395,440	1,189,040
36	4,421,760	1,196,160
37	4,448,080	1,203,280
38	4,474,400	1,210,400
39	4,500,720	1,217,520
40	4,527,040	1,224,640
41	4,553,360	1,231,760
42	4,579,680	1,238,880
43	4,606,000	1,246,000
44	4,632,320	1,253,120
45	4,658,640	1,260,240
46	4,684,960	1,267,360
47	4,711,280	1,274,480
48	4,737,600	1,281,600
49	4,763,920	1,288,720
50	4,790,240	1,295,840
51	4,816,560	1,302,960
52	4,842,880	1,310,080
53	4,869,200	1,317,200
54	4,895,520	1,324,320
55	4,921,840	1,331,440
56	4,948,160	1,338,560
57	4,974,480	1,345,680
58	5,000,800	1,352,800
59	5,027,120	1,359,920
60	5,053,440	1,367,040
61	5,079,760	1,374,160

62	5,106,080	1,381,280
63	5,132,400	1,388,400
64	5,158,720	1,395,520
65	5,185,040	1,402,640
66	5,211,360	1,409,760
67	5,237,680	1,416,880
68	5,264,000	1,424,000
69	5,290,320	1,431,120
70	5,316,640	1,438,240
71	5,342,960	1,445,360
72	5,369,280	1,452,480
73	5,395,600	1,459,600
74	5,421,920	1,466,720
75	5,448,240	1,473,840
76	5,474,560	1,480,960
77	5,500,880	1,488,080
78	5,527,200	1,495,200
79	5,553,520	1,502,320
80	5,579,840	1,509,440
81	5,606,160	1,516,560

別表3 大学院等従事手当区分表

支給対象		単価(円・月額)
①	大学院の前期課程において教科を担当した教授	16,900
②	大学院の前期課程において教科を担当した准教授・講師	12,100
③	大学院の前期課程において教科を担当した助教	10,500
④	大学院の後期課程において教科を担当した教授	37,800
⑤	大学院の後期課程において教科を担当した准教授・講師	28,100
⑥	大学院の後期課程において教科を担当した助教	24,900
⑦	医学部、病院に勤務する教員が診療、医療研究等の業務に従事した場合	22,800
備考	①から⑥については、併給不可	

別表4 初任給調整手当区分表

期間の区分		支給金額(円・月額)
1年未満		50,000
1年以上	2年未満	50,000
2年以上	3年未満	50,000
3年以上	4年未満	50,000
4年以上	5年未満	50,000
5年以上	6年未満	50,000
6年以上	7年未満	48,200
7年以上	8年未満	46,400
8年以上	9年未満	44,600
9年以上	10年未満	42,800
10年以上	11年未満	41,000
11年以上	12年未満	39,200
12年以上	13年未満	37,400
13年以上	14年未満	35,600
14年以上	15年未満	34,200
15年以上	16年未満	32,800
16年以上	17年未満	31,400
17年以上	18年未満	30,000
18年以上	19年未満	28,600
19年以上	20年未満	27,200
20年以上	21年未満	25,800
21年以上	22年未満	25,200
22年以上	23年未満	24,600
23年以上	24年未満	23,700
24年以上	25年未満	23,100
25年以上	26年未満	22,500
26年以上	27年未満	21,900
27年以上	28年未満	21,300
28年以上	29年未満	20,600
29年以上	30年未満	20,300
30年以上	31年未満	19,900
31年以上	32年未満	19,300
32年以上	33年未満	18,500
33年以上	34年未満	17,600

34年以上	35年未満	16,900
この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は常勤教員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後の期間を示す。		

別表 5 入試手当区分表

	支給項目	単位	単価(円)
①	大学教員が、入学試験に関し、試験場の監督業務、面接業務等に従事した場合	日額	4,000
②	大学教員が、入学試験に関し、問題の印刷、答案の出し入れの管理業務に従事した場合	日額	1,000
③	大学教員が、入学試験に関し、電子計算機の採点結果集計立会いに従事した場合	日額	1,000
④	大学教員が、AO入試の審査書の審査に従事した場合	日額	1,000
⑤	大学教員が、特別入学試験、大学院入学試験の出題、採点をした場合	1題	6,000
⑥	大学教員が、特別入学試験、大学院入学試験の出題のみをした場合	1題	3,000
⑦	大学教員が、特別入学試験、大学院入学試験の採点のみをした場合	1試験	3,000
⑧	大学教員が、一般入学試験に関し、試験問題の取りまとめ、主たる作成に従事した場合	1題	15,000
⑨	大学教員が、一般入学試験に関し、試験問題の作成に従事した場合	1題	12,000
⑩	大学教員が、一般入学試験に関し、試験問題の点検等に従事した場合	1題	10,000
⑪	大学教員が、一般入学試験に関し、歩留り資料の作成に従事した場合	1試験	10,000
⑫	大学教員が、一般入学試験の答案の採点に従事した場合	1試験	7,000

別表 6 分娩手当区分表

支給項目	単位	単価(円)
医学部、附属病院及び附属市民総合医療センターの産科医師および新生児担当医師が分娩に従事した場合	1件	10,000

別表7 家族手当

支給対象		支給金額（円・月額）
①	配偶者	15,000
②	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,500
③	扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人	6,500
④	配偶者以外の扶養親族(②及び③に該当する者を除く)	6,000
⑤	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円加算